

様式第二十五号の十一記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「北海道開発局長」「国土交通大臣」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
北海道知事」「知事」

- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 太線の枠内には記入しないこと。

- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□**2**のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**甲** **建** **設** **工** **業** □□のように左詰めで記入すること。

- 0****2**「申請時の許可番号」の欄の「**大臣知事**」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 0****3**「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 0****4**「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の営業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成24年3月31日であれば、**2****4**年**0****3**月**3****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 0****5**「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 0****6**「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの営業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成23年10月1日から平成24年3月31日までの営業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い平成23年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成24年3月31日に終了した営業年度について申請するとき (例2) 申請に係る営業年度の直前の営業年度が平成23年3月31日に終了した場合で営業年度の変更により平成23年12月31日に終了した営業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 (例)平成23年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成24年3月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
04	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)平成23年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日（平成24年3月31）より前の日（平成23年11月1日）に申請するとき

- また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 0****7**「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指摘を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 0****8**「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**ク**のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 0****9**「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例)

株	甲	建	設	有	限	公	司
乙	建	設	有	限	公	司	

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「フ」のように1文字として扱うこと。
- 14 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。16 「主たる営業所の所在地」の欄には、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば「
- 17 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば のように記入すること。
- 18 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。なお、申請者が国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合は、基準決算における自己資本の額又は平均自己資本額を記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別紙一（工事種類別完成工事高）記載要領

- 1 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□**1****2**のように右詰めで記入すること。
- 2 **3****1**「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完了した場合

(例) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成23年04月～至平成24年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完了した場合

(例) 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成23年04月～至平成24年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成23年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成24年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成23年04月～至平成24年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成23年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成23年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成23年01月～至平成23年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 平成23年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成24年3月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
自平成23年10月～至平成24年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 平成23年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成24年3月31）より前の日（平成23年11月1日）に申請するとき
自平成23年10月～至平成00年00月
- 3 **3****1**「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及びび前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の工事種類別完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 **3****2**「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「工事種類別完成工事高」の欄は「土木一式工事」の工事種類別完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事の実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る工事種類別完成工事高を記入すること。
「工事種類別完成工事高」の欄は、**3****1**で記入した各審査対象事業年度ごとに工事種類別完成工事高を記入すること。
ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高について申請する場合にあつては、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の工事種類別完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに工事種類別完成工事高を記入すること。
なお、申請者が国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合は、「工事種類別完成工事高」の欄及び「完成工事高計算表」の欄には、認定を受けた工事種類別年間平均完成工事高に係るものを記入すること。
また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工業又は解体工業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

- 5 **3****3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入すること。
- 6 **3****4**「合計」の欄は、**3****2**及び**3****3**に記入した完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る3のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□□□**1****2****3****4****0****0****0**のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

別紙二（技術職員名簿）記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍における技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であれば

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事(経過措置)」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業 ・解体工事業(経過措置)

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

別紙三（その他の審査項目）記載要領

- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□**1**□**2**のように右詰めで記入すること。
- 4****1**「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人もいない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4****2**「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4****3**「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4****4**「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 4****5**「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - 厚生年金基金が設立されていること。
 - 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4****6**「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 4****7**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更正手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更正手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 4****8**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 4****9**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5****0**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 5****1**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 5****2**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 5****3**「公認会計士等の数」及び**5****4**「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 5****5**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 5****6**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
- 5****7**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 5****8**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 5****9**「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6****0**「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

別表 (四)

	コード	資格区分
	001	法第7条第2号イ該当
	002	法第7条第2号ロ該当
	003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)
	004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)
建設業法	111	一級建設機械施工技士
	11A	〃 (附則第4条該当)
	212	二級建設機械施工技士 (第1種から第6種)
	21B	〃 (第1種から第6種) (附則第4条該当)
	113	一級土木施工管理技士
	11C	〃 (附則第4条該当)
	214	二級土木施工管理技士 (土木)
	21D	〃 (土木) (附則第4条該当)
	215	二級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)
	216	二級土木施工管理技士 (薬液注入)
	21E	〃 (薬液注入) (附則第4条該当)
	120	一級建築施工管理技士
	12A	〃 (附則第4条該当)
	221	二級建築施工管理技士 (建築)
	222	二級建築施工管理技士 (躯体)
	22B	〃 (躯体) (附則第4条該当)
	223	二級建築施工管理技士 (仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級電気工事施工管理技士
	129	一級管工事施工管理技士
230	二級管工事施工管理技士	
133	一級造園施工管理技士	
234	二級造園施工管理技士	
建築士法	137	一級建築士
	238	二級建築士
	239	木造建築士
技術士法	141	建設・総合技術監理 (建設)
	14A	〃 (附則第4条該当)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)
	14B	〃 (附則第4条該当)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)
	14C	〃 (附則第4条該当)
	144	電気電子・総合技術監理 (電気電子)
	145	機械・総合技術監理 (機械)
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体力学」又は「熱工学」)
	147	上下水道・総合技術監理 (上下水道)
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)
	14D	〃 (附則第4条該当)
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)
	15A	〃 (附則第4条該当)
	152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事士法	155	第一種電気工事士
電気事業法	256	第二種〃 3年
	258	電気主任技術者 (第1種から第3種) 5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年
消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種消防設備士
職業能力開発促進法	171	建築大工 (1級)
	271	〃 (2級) 3年
	164	型枠施工 (1級)
	264	型枠施工 (2級) 3年
	16B	型枠施工 (1級) (附則第4条該当)
	26B	〃 (2級) (附則第4条該当) 3年
	172	左官 (1級)
	272	〃 (2級) 3年
	157	とび・土工 (1級)
	257	〃 (2級) 3年
	15B	とび・土工 (1級) (附則第4条該当)
	25B	〃 (2級) (附則第4条該当) 3年
	173	コンクリート圧送施工 (1級)
	273	〃 (2級) 3年
	17A	コンクリート圧送施工 (1級) (附則第4条該当)

27A	〃	(2級)	(附則第4条該当)	3年				
166	ウェルポイント施工	(1級)						
266	〃	(2級)		3年				
16C	ウェルポイント施工	(1級)	(附則第4条該当)					
26C	〃	(2級)	(附則第4条該当)	3年				
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管	(1級)						
274	〃	〃	(2級)	3年				
175	給排水衛生設備配管	(1級)						
275	〃	(2級)		3年				
176	配管・配管工	(1級)						
276	〃	〃	(2級)	3年				
170	建築板金「ダクト板金作業」	(1級)						
270	〃	(2級)		3年				
177	タイル張り・タイル張り工	(1級)						
277	〃	〃	(2級)	3年				
178	築炉・築炉工	(1級)	・れんが積み					
278	〃	〃	(2級)	3年				
179	ブロック建築・ブロック建築工	(1級)	・コンクリート積みブロック施工					
279	〃	〃	(2級)	3年				
180	石工・石材施工・石積み	(1級)						
280	〃	〃	〃	(2級) 3年				
181	鉄工・製罐	(1級)						
281	〃	〃	(2級)	3年				
182	鉄筋組立て・鉄筋施工	(1級)						
282	〃	〃	(2級)	3年				
183	工場板金	(1級)						
283	〃	(2級)		3年				
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」	(1級)						
284	〃	〃	〃	(2級) 3年				
185	板金・板金工・打出し板金	(1級)						
285	〃	〃	〃	(2級) 3年				
186	かわらぶき・スレート施工	(1級)						
286	〃	〃	(2級)	3年				
187	ガラス施工	(1級)						
287	〃	(2級)		3年				
188	塗装・木工塗装・木工塗装工	(1級)						
288	〃	〃	〃	(2級) 3年				
189	建築塗装・建築塗装工	(1級)						
289	〃	〃	(2級)	3年				
190	金属塗装・金属塗装工	(1級)						
290	〃	〃	(2級)	3年				
191	噴霧塗装	(1級)						
291	〃	(2級)		3年				
167	路面標示施工							
192	畳製作・畳工	(1級)						
292	〃	〃	(2級)	3年				
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	(1級)						
293	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(2級)	3年
194	熱絶縁施工	(1級)						
294	〃	(2級)		3年				
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工	(1級)						
295	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(2級)	3年
196	造園	(1級)						
296	〃	(2級)		3年				
197	防水施工	(1級)						
297	〃	(2級)		3年				
198	さく井	(1級)						
298	〃	(2級)		3年				
061	地すべり防止工事	1年						
06A	〃	(附則第4条該当)		1年				
062	建築設備士	1年						
063	計装	1年						
060	解体工事							
064	基幹技能者							
099	その他							

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表 (五)

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //

513	舗装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
529	解体工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

1級技術者…法第15条第2号イに該当する者

2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者